

令和7年度入学生用
学生のしおり
＜学生便覧＞

学校法人道灌山学園
道灌山学園保育福祉専門学校
保育専門課程
幼稚園教員・保育士養成科 第 部

学籍番号

番 氏名

—目 次—

建学の精神	2
教育理念と目標　—小さな作法—	3
校歌	4
幼な子の歌	5
沿革	6
年間行事予定	7
学則の抜粋	8
学生心得　—守るべきこと—	12
保健	14
カリキュラム（学則抜粋）	16
諸願・届及び手続きについて（別添）	18

学校法人道灌山学園

建学の精神

幼な子のひとり ひとりを

親心もて

はぐくみ育てん 今日もまた

創設者 高橋 系吾

教育理念と目標

教育理念 「花を育て動物をかわいがる人は、心の優しい人になります」

目 的

保育・介護に関わる使命感があり、愛情、情熱を持った、実践的指導力のある指導者の育成を行い、もって地域社会に貢献する。

目 標

- ・入学した学生は、全員プロとして世の中に貢献できる人材に育ち、卒業する。
「いまがよし」の人材育成。（一生懸命、真面目、我慢強い、良く気づく、正直・親切）
- ・就職希望者の就業率100%の維持。

小さな作法（幼児から大人まで）

一、お話を聞くときは
「相手の眼を見て しっかり聞きます」

一、お話をするとき
「大きな声で しっかり言います」

一、返事・挨拶は
「大きな声で はっきり言います」

一、お世話になった時は
「ありがとうございました」

一、姿勢は
「胸をはり 背筋をのばします」

一、歩くときは
「胸をはり さっさと歩きます」

一、家へ上がるときは
「履き物を 揃えます」

一、話し合いは
「相手の話を 聞いてから話します」

一、食事のときは
「口の中の食べ物が 無くなってから話します」

一、お辞儀は
「ていねいに 行います」

一、おやつは
「食事前には 食べません」

一、言葉は
「悪い言葉は 使いません」

作詞 高橋 系吾

道灌山学園保育福祉専門学校校歌

作詞 高橋 系吾
作曲 近藤 治義

♩ = 96 mf

1.こ

こ む さ し の は あ ら か わ の ゆ
た かな こ こ る で よ き と も と た

い し ょ は ふ か き ど う か ん や ま
が い に は げ ま し ま な ぶ と き

mp *f*

つ ど い て ま な ぶ と も と と も お
は く う ん た か く け が れ な く お

mp *f*

1. 2.

さ な き こ こ ろ を は ぐ く ま ん 2. ゆ て ん
さ な き こ こ ろ を い ざ そ だ

1. 2.

幼な子のうた

作詞・作曲 高橋 系吾

Vocal *mf* *mp*

お さ な ご の ひ と り ひ と り を お や

Piano *mf* *mp*

6 *rit.*

こ こ ろ も ち は ぐ く み そ だ て ん き ょ う ー も ま た

道灌山学園の主な沿革

西暦	許認可年月	事項	許認可元
1952	昭和27年6月16日	道灌山幼稚園設置認可	荒川区長
1957	昭和32年5月16日	学校法人 道灌山学園	荒川区長
1960	昭和35年5月10日	高松幼稚園設立認可	練馬区長
1960	昭和35年7月1日	高松幼稚園開設	
1965	昭和40年10月14日	道灌山学園教員養成所 設置認可	都知事
1966	昭和41年2月1日	幼稚園教員養成機関の指定 (指定期間 4 1. 4. 1～5年間) (1回)	文部大臣
1966	昭和41年4月1日	道灌山学園教員養成所開所 初代校長 高橋系吾 就任	
1970	昭和45年12月26日	保母を養成する施設として指定を受ける	厚生大臣
1971	昭和46年1月11日	幼稚園教員養成機関として指定 (再)	文部大臣
1971	昭和46年4月1日	学校名「道灌山学園保育専門学校」と改称 ・幼稚園教員、保母養成科 I 部、II 部 ・幼稚園教員養成科 I 部、II 部 指定期間 4 6. 4. 1～5年間	
1976	昭和51年4月1日	教員養成機関再指定 (3回) 指定期間 5 1. 4. 1～5 6. 3. 3 1	文部大臣
1976	昭和51年7月31日	保育課程有する専修学校として認可	都知事
1981	昭和56年4月1日	教員養成機関再指定 (4回)	文部大臣
1986	昭和61年4月1日	教員養成機関再指定 (5回)	文部大臣
1980	昭和55年7月1日	自然学園 開設 (幼児宿泊保育)	
1990	平成2年3月29日	養成機関再指定(6回)	文部省
1993	平成5年3月25日	関東鉄道旅客運賃割引指定番号 7-22	関東鉄道
1995	平成7年3月31日	平成16年文部省告示に基づき、平成7年1月23日以降の卒業生に専門士の称号を授与。	文部省
1995	平成7年4月1日	区立第五瑞光小学校「五瑞学童クラブ」受託	荒川区長
1999	平成11年3月1日	学園目的変更認可。 名称変更「道灌山学園保育福祉専門学校」	荒川区長
1999	平成11年3月1日	介護福祉士養成施設として指定。	厚生大臣
1999	平成11年3月24日	教員養成機関再指定 (無期限)	文部大臣
1999	平成11年4月1日	介護福祉士専攻科の増設	
1999	平成11年12月17日	勤労学生控除に関する専修学校の課程の証明書の付与	文部大臣
1999	平成11年12月22日	東京都ホームヘルパー養成指定の交付	都知事
2000	平成12年3月29日	介護福祉専攻科養成課程変更承認書の交付	厚生大臣
2000	平成12年8月31日	教育訓練施設 講座指定等通知書の交付 ・介護福祉士専攻科 ・ホームヘルパー 2 級養成講座	労働大臣
2000	平成12年9月29日	教育訓練給付教育訓練講座指定通知書の交付 ・介護福祉士専攻科 ・ホームヘルパー 2 級養成講座	社会保険庁長官
2001	平成13年1月1日	台東区立下谷第二こどもクラブ受託	台東区長
2001	平成13年10月19日	社会福祉法人道灌山心育会認可	都知事
2002	平成14年4月1日	「道灌山保育園」認可	都知事
2002	平成14年4月1日	第二南千住学童クラブ 受託	荒川区長
2002	平成14年4月1日	橋場こどもクラブ 受託	台東区長
2004	平成17年4月1日	二峡小学童クラブ 受託	荒川区長
2005	平成17年4月1日	東日暮里ふれあい館 受託	荒川区長
2008	平成20年4月1日	西日暮里ふれあい館 受託	荒川区長
2009	平成21年4月1日	第2代校長 高橋系治 就任	
2010	平成22年4月1日	六日小にこにこすくーる 受託	荒川区長
2011	平成23年4月1日	二峡小にこにこすくーる 受託	荒川区長
2011	平成23年10月6日	道灌山学園 2 号館着工	
2013	平成25年1月28日	道灌山学園 2 号館竣工	
2013	平成25年1月29日	道灌山学園 1 号館着工	
2014	平成26年4月1日	赤土小にこにこすくーる 受託	荒川区長
2015	平成27年1月22日	道灌山学園 1 号館竣工	
2015	平成27年4月1日	二瑞小にこにこすくーる 受託	荒川区長
2016	平成28年4月1日	幼稚園教員養成科第II部保育士専攻コース 開設	都知事
2017	平成29年3月31日	橋場こどもクラブ 業務委託終了	台東区長
2019	平成31年4月1日	幼稚園教員養成科第II部 募集停止	文部科学省
2021	令和3年3月31日	幼稚園教員養成科第II部 廃止	文部科学省
2021	令和3年4月1日	幼稚園教員養成科第II部保育士専攻コース 募集停止	都知事
2022	令和4年3月31日	幼稚園教員養成科第II部保育士専攻コース 廃止	都知事
2023	令和5年3月31日	第二南千住学童クラブ 業務委託終了	荒川区長
2024	令和6年4月1日	四峡小学童クラブ にこにこすくーる 業務委託	荒川区長

年間行事

幼稚園教員・保育士養成科	
4 月	・ 入学式
	・ 新入生オリエンテーション
	・ 始業式
	・ 前期授業開始
	・ 新入生歓迎会
	・ 実習講義Ⅰ
5 月	・ 春季実習期間（2 週間）
	・ 就職模試※1
6 月	・ 就職希望調査提出※1
	・ 実習講義Ⅱ
7 月	・ 保育技術研究発表会
	・ 夏季幼児教育研究会
	・ 夏季実習期間（2 週間）
8 月	・ 夏季実習期間（2 週間）
	・ 福祉体験講座
9 月	・ 授業再開
	・ 前期期末試験
	・ 就職説明会※1
10 月	・ 始業式
	・ 後期授業開始
	・ 求人情報掲示※1
	・ 特別講義①
	・ 運動会
11 月	・ 秋季実習期間（2 週間）
12 月	・ 実習講義Ⅲ
1 月	・ 授業再開
2 月	・ 後期期末試験
	・ 2，3 月実習期間（2 週間）
3 月	・ 合唱交歓会
	・ 特別講義②
	・ 卒業式・謝恩会

※1 卒業学年が該当。

※ 詳細日程は前・後期行事予定表を確認すること。

道灌山学園保育福祉専門学校 学則（抜粋）

第1章 総則

（目的）

第1条 本校は、教育基本法及び学校教育法、児童福祉法に従い幼児教育・乳幼児保育の正しい理論と高い技術を授け、愛情と情熱をもって幼児教育・乳幼児保育に貢献することのできる有為な幼稚園教諭及び保育士を養成し、並びに社会福祉士法及び介護福祉士法に従い、高齢化社会において豊かな知識・技能を身に付けて豊かな人間味を備えた介護福祉士を養成することを目的とする。

第3章 履修方法・課程修了認定及び卒業

（履修方法）

- 第8条 (1) 本校の課程を修了するためには、幼稚園教員・保育士養成科第Ⅰ部は2年以上、第Ⅱ部は3年以上、また、介護福祉士専攻科は1年以上在学し、所定の単位を履修しなければならない。
- (2) 幼稚園教諭2種免許状を得ようとする者は、教育職員免許法及び同法施行規則に定める単位を修得しなければならない。
- (3) 保育士の資格を得ようとする者は、児童福祉法施行規則第六条の二第一項第三号の規定により、厚生労働大臣の定める修業科目及び単位を修得しなければならない。
- (4) 介護福祉士の資格を得ようとする者は、社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則別表第四・社会福祉士介護福祉士学校指定規則別表第四に規定する教科目を修得しなければならない。
- (5) 本校において開設する授業科目に対し、本校学生以外の者から特定の科目について履修申請があった場合には、本校の教育に支障のない限り、選考の上、科目等履修生として当該科目の履修を許可することができる。

（単位の計算方法）

- 第9条 前条に規定する履修科目に対する1単位の履修時間は、次の基準により算定するものとする。
- (1) 講義については、15時間をもって1単位とする。※授業時間1コマ(90分)は2時間分に相当する
- (2) 演習については、15～30時間をもって1単位とする。
- (3) 体育実技等の授業については、30時間の実技をもって1単位とする。
- (4) 保育専門課程の修了には、総時間1700時間以上履修しなければならない。
- (5) 本校以外の高等教育機関で取得した科目の単位については、シラバスの相違などから、基本的に本校の科目履修単位としては認めないが、他高等教育機関の指定幼稚園教員養成課程もしくは指定保育士養成課程で取得した科目の単位については、シラバスを確認の上認定する。

(単位の授与)

- 第10条 (1) 単位取得の認定は、当該科目の単位として定めた授業時数の5分の4以上出席し、かつ試験の成績、レポートの提出、課題の発表及び平素の学習状況を総合評価して単位を与える。
- (2) 評価は、A・B・C・Dをもって表し、A・B・Cを合格とする。(Aは80点以上、Bは79～70点、Cは69～60点、Dは59点以下とする。)

(卒業・進級の要件)

- 第11条 (1) 第8条第2, 3項に規定する課程を修了したと認める者に対しては、卒業証書を授与する。
- 第8条第4項に規定する課程を修了したと認める者に対しては、修了証書を授与する。
- (2) 幼稚園教員・保育士養成科を卒業した者は、幼稚園教諭2種免許状及び保育士登録資格・保育士証を取得することができる。
- (3) 介護福祉士専攻科を修了した者は、介護福祉士の国家試験受験資格を取得することができる。
- (4) 第(1)項により、幼稚園教員・保育士養成科を卒業した者に、専門士(教育・社会福祉専門課程)の称号を授与する。
- (5) 進級は、各学年に必要な科目履修を終え単位を修得した者が進級できる。ただし、5教科目以上の再履修科目が生じた場合は留年(原級留め置き)となる。また、卒業学年生は、1教科目でも再履修となった場合は留年となる。

第5章 入学・休学・復学・退学・除籍・転科及び編入学

(入学の方法)

第17条 本校の入学は選考による。

(入学の時期)

第18条 入学の時期は、学年の始めとする。入学に関する手続きは、校長が定める。

(休学)

第19条 病気その他やむを得ない事情により、3か月以上就学することができない者は、1年以内に限り休学することができる。ただし、その理由を具して願い出なければならない。また、休学期間は、通学期間と合算し通算して第5条に定められた在学年限の年数を超えることができない。

休学期間が過ぎても復学届を出さない場合は、長期無断欠席の扱いとなる。

(復学)

第20条 休学の理由が解消された場合は、復学届を提出しなければならない。

一旦退学した者が編入学を申し出た場合は、第22条の条件に合う場合は、該当学年に編入することができる。第22条の条件に合わない場合は、新規入学の扱いとなる。

(退学及び除籍)

第21条 退学しようとする者は、その理由を具して願い出なければならない。また、第5条で示した在学年限を超えた者及び第27条で示した者は、除籍とする。

(転科及び編入学)

第22条 やむを得ない事情によって、他の高等教育機関への編入学を申し出た場合は、本校退学の後これを許可する。また、他の高等教育機関からの編入学については、幼稚園教員及び保育士の指定養成機関の教育課程を有する学部・学科・コース等で、なおかつ本校編入学年以前の教育課程の各教科の単位修得者のみを編入学対象者とする。

本校の学科間の転科については、やむを得ない事情による場合については、これを許可する。

介護福祉士専攻科については、編入学、転科は認められない。

(入学・休学・復学・退学・除籍・転科及び編入学等の手続き)

第23条 入学・休学・復学・退学・除籍・転科及び編入学は、教員会の議を経て校長がこれを定める。

学生が長期無断欠席（連続して30日以上）の者に対しては休学もしくは退学の届を出させる指導をするとともに、長期無断欠席50日を超える場合は除籍とする。

第6章 学費

(学費)

第24条 本学に在学する者は、次の学費を納入するものとする。

		幼稚園教員・ 保育士養成科 (第Ⅰ部)	幼稚園教員・ 保育士養成科 (第Ⅱ部)	介護福祉士 専攻科
入学選考料		20,000 円	20,000 円	20,000 円
入学金＊1		220,000 円	180,000 円	100,000 円
施設費		240,000 円	180,000 円	
授業料＊2 (年間)	一年次	600,000 円	440,000 円	580,000 円
	二年次	600,000 円	440,000 円	
	三年次		440,000 円	
諸費用＊3 (教科書代 実習費等を 含む)	一年次	150,000 円	120,000 円	135,000 円
	二年次	20,000 円	20,000 円	
	三年次		10,000 円	
合計		1,850,000 円	1,850,000 円	835,000 円

＊1 本校、幼稚園教員・保育士養成科を卒業し、介護福祉士専攻科に進学する場合は入学金を免除する。

＊2 休学者及び単位未履修による留年者は、別途授業料減免願いにより授業料の減免を行う。

＊3 教科書及び教材費等の変動により、若干の変更が生じる場合がある。

第25条 一旦納めた入学選考料・入学金・施設費・授業料等は、原則として返還しない。

(休学期間中の授業料)

第26条 休学中の授業料は、徴収する。ただし、授業料の免除を願い出た場合については徴収しない。

(授業料未納の処置)

第27条 無断で納付を怠っている者は、除籍することができる。

退学・除籍により学籍を解かれた者は、その事象の発生日を含む前期又は後期までの授業料を払わなければならない。

(期末試験受験の資格)

第28条 授業料を納入しない者は、納付した上でなければ試験を受けることはできない。

第7章 賞罰

(表彰)

第29条 学生が学業操行ともに優れ、他の模範となるときは、教員会の議を経て、校長はこれを表彰することができる。

(懲戒)

第30条 学生が、この学則その他本校の定める諸規則を守らず、その本分にもとる行為のあった時は、教員会の議を経て校長が懲戒処分を行う。

懲戒は、訓告・停学及び処分退学とする。処分退学は、次の各号の一つに該当する学生に対してのみ行うものとする。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力が劣等で卒業の見込みがない者
- (3) 正当な理由がなく出席が常でない者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

学 生 心 得

1 授業の受け方

- ①チャイムがなる前に席につき、教科書・ノート（必ず記名する）をそろえてすぐ授業を受けられる態勢を整える。
- ②授業の始まりは「お願いします」、終わりは「ありがとうございました」と挨拶する。礼も心を込めて正しく丁寧に行う。
- ③積極的な態勢で望み、私語・ほおづえ・いねむり・スマートフォン等は絶対に慎む。学習評価は学習成績と学習態度の両面から行い、学習態度の悪い者は保育者として適格ではない。
- ④ノートは普段からいねいに、正確にまとめるよう努力する。尚、プリントは原則A版で配布する。
- ⑤教室内での飲食は休憩時間内とする。HR、授業中の飲食はしない。また、机の上に飲食物を置いたり、ガムをかんだりしながらの受講は、先生に失礼にあたる。

2 あいさつ・言葉遣い

- ①学園内では先生・幼稚園の先生・幼児・父母・友人・来訪者、誰とでも挨拶をかわすようにする。
- ②年長者・友人・幼児への言葉使いは、それぞれに気をくばる。
- ③幼児には特に正しい発音でゆっくり正確に話す。
- ④正式な発表時の言葉使いも身につけるようにする。
- ⑤言葉遣いは実習時や就職試験ですぐに正せないなので、ふだんから良い言葉遣いを心がける。

3 遅刻・早退・欠席

- ①就職試験の時、第一に問題になるのが欠席の多い人である。やむを得ない事情をのぞいて、遅刻・早退・欠席はしない。
- ②遅刻をした場合、登校時に必ず1階職員室に入り、所定の用紙に月日・時間（正確に）・遅刻理由・氏名等を記入し、1階職員室にいる教員・職員に渡した後 教室に行く。必ず登校時に行う。ホームルームの出欠は次限目に含まれる。
- ③早退をする場合、担任・副担任等の先生に申し出て了解を得たら、1階職員室で所定の用紙に記入提出の上、下校する。
- ④欠席する場合、事前にわかっている場合は、本人が直接届けを出す。当日欠席する時には、本人が学校に電話で連絡し、翌日欠席届を提出する。（巻末参照）
- ⑤やむを得ない理由で遅刻してきて教室に入る時は、扉から一礼して入る。
- ⑥遅刻・早退が30分を越える場合、その科目は欠時（欠席）とする。また、数分の遅刻・早退でも3回で欠時1回となる。
- ⑦忌引きの範囲は以下の通りである。尚、亡くなった日を1日目と数える。

配偶者	10日
父母、子ども	7日
継父母	3日
祖父祖母、父母の配偶者または配偶者の父母	3日（7日）
兄弟姉妹	3日
子の配偶者または配偶者の子	3日（7日）
おいまたはめい	1日
祖父母の配偶者または配偶者の祖父母 兄弟姉妹の配偶者または配偶者の兄弟姉妹	1日（3日）
孫	2日
おじまたはおば	1日（7日）
おじまたはおばの配偶者	1日

※（ ）内は学生本人が生計と一緒にしていた場合、または代襲相続しかつ祭具などの継続を受ける場合

5 ピアノ練習

- ①ピアノの使用は、教室・練習室（鍵の掛かっている教室のピアノは除く）のどこを使用してもよいが、使用後は清掃し整理整頓を心がける。（練習をしながらの飲食は禁止。）
- ②近隣の方の迷惑にならないように、窓を閉めて必要最小限の音で練習する。また、日曜・祭日のピアノ練習は行わない。
- ③個室・練習室での飲食はしない。練習時の室内灯・エアコンは最小限度の点灯・運転とする。
- ④ピアノは速成できません。日頃から計画的に練習をする。1日10分でもピアノを弾くこと。
- ⑤キーボードは必ず自分のイヤホンを使う。
- ⑥終了後、エアコン・電灯を消すこと。

6 レポートの出し方

- ①必ず表紙をつけ、ホチキスでとじる。
- ②表紙には、レポートの題・学年・部・科・番号・氏名を記入する。
- ③レポート用紙での提出を指示されたら、指定されたA4版横書きとし、上を綴じる。（イラスト入りや色つきのものは使用しない。）
- ④原則としてボールペンもしくは黒ペンを用いて記入する。
- ⑤提出期日は必ず守る。

7 単位取得

- ①単位取得の決定は、各科目の定められた授業時数の5分の4以上出席、かつ試験の成績や平素の学習状況を総合評価し決定する。
- ②半期間において1科目の欠時数が授業時数(15回)の5分の1を超えた場合、その科目は次年度以降再履修しなければならない。
- ③再履修科目が5教科(P10学則第11条(6))となった場合には留年となり、卒業学年は1教科でも再履修となった場合は留年となる。
- ④学費、授業料が未納の場合は単位認定されず、進級・卒業はできない。

8 服装等

- ①服装や髪型は、華美に流れず、保育者や介護者として相応しいものとする。
- ②長髪は体育・実習活動の妨げとならぬよう、また、爪は保育・介護の安全やピアノ授業の妨げとならぬように処置する。
- ③茶髪、華美な化粧、装飾品（ピアス・指輪・ネックレスなど）をつけた学生は、実習依頼申請及び実習を行えない。

9 その他

- ①研究発表の準備やリズム体操の発表などで教室・ホールを使用する時も、ピアノ練習と同様とする。終わったら必ず清掃し、エアコンを切り、消灯すること。
- ②上履さには名前を書き、上履さと外履きの区別を明確にする。1・2号館と教育センターへの移動の際は必ず履きかえる。
- ③教室、靴箱などに教科書やその他の私物を置かない。
- ④公的なものを使用したり、借りる時は、学校の許可を得てから使用し、無断で校外へ持ち出さない。
- ⑤通学は公共交通機関を使用し、自転車、バイクでの登校は原則として禁止する。
- ⑥原則として、土曜、日曜、祝日、長期休業中の学校の使用は出来ない。
(特別授業開講時、保育技術研究発表会指定練習日などは登校時、受付のノートに記名する)
- ⑦学校の電源で携帯端末（スマートフォン等）を充電しない。
- ⑧登校時に1号館1階の学生掲示板に目を通し、学校からの連絡を素早く確認すること。
- ⑨宗教、思想は自由であるが、学内で他人を勧誘してはならない。

※いずれも望まれる保育者や介護者になるためのものと考えて実行する。

※本学園では学生が日常生活で、気付いて行うことを本旨としている。これを行うならば規則も心得も不用となる。

※他人からの注意やアドバイスは素直に聞き入れる。

保 健

1. 保健室の利用について

- (1) 無断で保健室を利用しない。
- (2) ベッド及び薬品の使用に関しては担任の指示に従う。
(内服薬はできるだけ使用しない。)
- (3) 原則としてベッド休養は1時間以内とする。
- (4) 授業にかかる利用においては保健室連絡票を提示する。
- (5) 保健室では飲食しない。
- (6) 担任が不在の場合は、他の職員に申し出る。
- (7) 利用する場合は「保健室利用ノート」(保健室にある)に記入する。

2. 学生傷害保険・実習賠償責任保険について

学校管理下において傷害を受けた時、治療に関する報告を速やかに行い、認可されると治療費等の一部が支給される。詳細は担任まで申し出ること。

3. 学校において予防すべき伝染病について

学校において予防を図らなければならない伝染病(次ページ)は、法律により定められていて、これについては出席停止の措置がとられる。医師の判断を受けたら早急に学校の担任宛に連絡すること。

学校感染症とその出席停止期間

学校保健安全法施行規則により、下記の感染症にかかった場合は、出席停止の扱いになります。（出席停止の場合は、欠席扱いになりません）

	感染症の種類	出席停止の期間の基準
第1種	・ エボラ出血熱 ・ クリミア・コンゴ出血熱 ・ 痘そう ・ 南米出血熱 ・ ペスト ・ マールブルグ病 ・ ラッサ熱 ・ 急性灰白髄炎（ポリオ） ・ ジフテリア ・ 重症急性呼吸器症候群（SARSコロナウイルスに限る） ・ 鳥インフルエンザ（H5N1） ・ 新型コロナウイルス感染症	・ 治癒するまで ・ // ・ // ・ // ・ // ・ // ・ // ・ // ・ // ・ // ・ // ・ //
第2種	・ インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1）を除く） ・ 百日咳 ・ 麻疹（はしか） ・ 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） ・ 風しん（三日はしか） ・ 水痘（水ぼうそう） ・ 咽頭結膜熱（プール熱） ・ 結核、髄膜炎菌性髄膜炎	・ 発症後5日を経過し、かつ解熱した後2日（幼児は3日）を経過するまで ・ 特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで ・ 解熱した後3日を経過するまで ・ 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで ・ 発疹が消失するまで ・ すべての発疹が痂皮化するまで ・ 主要症状が消退した後2日を経過するまで ・ 症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで 【注意】 ただし、結核、髄膜炎菌性髄膜炎を除く第2種の感染症については、病状により医師において感染のおそれがないと認めたときは、この限りではありません。
第3種	・ コレラ ・ 細菌性赤痢 ・ 腸管出血性大腸菌感染症 ・ 腸チフス ・ パラチフス ・ 流行性角結膜炎 ・ 急性出血性結膜炎 ・ その他の感染症（感染性胃腸炎・溶連菌感染症等）	・ 症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで ・ // ・ // ・ // ・ // ・ // ・ // ・ //

*感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第7項から第9項までに規定する「新型インフルエンザ等感染症」、「指定感染症」及び「新感染症」は第1種の感染症とみなします。

幼稚園教員・保育士養成科第Ⅰ部 カリキュラム

教育課程 開設科目	単位数		授業 形態	受講学年		教育課程 開設科目	単位数		授業 形態	受講学年	
	必修	選択		1年	2年		必修	選択		1年	2年
幼児と健康	2		講義	○		教育実習	2		実習		○
幼児と人間関係	2		講義	○		学校体験活動	2		実習	○	
幼児と環境	2		講義	○		教職実践演習(幼) 保育実践演習(保)	2		演習		○
幼児と言葉	2		講義	○		子ども家庭福祉	2		講義	○	
幼児と表現Ⅰ(音楽)	2		講義	○		保育原理	2		講義	○	
幼児と表現Ⅱ(絵画・造形)	2		講義	○		子どもの保健	2		講義	○	
保育内容指導法総論	2		演習		○	子どもの健康と安全	1		演習		○
健康領域指導法	1		演習		○	保育内容の理解と方法Ⅱ ※児童文化・保育技術研究・卒業研究を含む	2		演習		○
人間関係領域指導法	1		演習		○	保育内容の理解と方法Ⅱ ※児童文化・保育技術研究・卒業研究を含む		2	演習		
環境領域指導法	1		演習		○	保育内容の理解と方法Ⅲ (音楽)※発表会・歌検を含む		4	演習	○	○
言葉領域指導法	1		演習		○	社会福祉	2		講義	○	
表現領域指導法Ⅰ(音楽)	2		演習		○	社会的養護Ⅰ	2		講義	○	
表現領域指導法Ⅱ(絵画・造形) ※略画、折紙を含む	2		演習		○	子どもの食と栄養	2		演習		○
教育原理	2		講義	○		子ども家庭支援論	2		講義	○	
幼児教育史	2		講義	○		社会的養護Ⅱ	1		演習		○
教職概論(幼) 保育者論(保)	2		講義	○		乳児保育Ⅰ	2		講義	○	
教育社会学(幼) 教育と福祉(保)	2		講義	○		乳児保育Ⅱ	1		演習	○	
教育心理学	2		講義	○		保育実習Ⅰ	4		実習	○	○
発達心理学Ⅰ(幼) 保育の心理学(保)	2		講義	○		保育実習Ⅱ 保育実習Ⅲ ※Ⅱ・Ⅲのいずれか1教科2単位を履修		2	実習		○
発達心理学Ⅲ(幼) 子どもの理解と援助(保)	1		演習		○	保育実習指導Ⅱ 保育実習指導Ⅲ ※Ⅱ・Ⅲのいずれか1教科1単位を履修		1	演習		○
子ども家庭支援の心理学	2		講義	○		日本国憲法	2		講義	○	
特別支援教育概論(幼) 障害児保育(保)	2		演習		○	情報機器の演習	2		演習		○
教育課程総論(幼) 保育の計画と評価(保)	2		講義	○		英語コミュニケーション	2		演習		○
教育方法・技術論(幼) 保育内容の理解と方法Ⅰ(保) ※保育技術論及び保育研究を含む	2		演習	○		体育	1		講義	○	
保育内容の理解と方法Ⅰ ※保育技術論及び保育研究を含む		2	演習				1		演習		○
子育て支援	1		演習		○						
幼児理解の理論・方法と教育相談	2		演習		○						
教育・保育実習指導Ⅰ	2		演習	○							
						設置科目単位数	87	14	計	101	
☆各科目の講義内容は別途、シラバスを熟読すること。						卒業所要単位数	87	7	計	94	

幼稚園教員・保育士養成科第Ⅱ部 カリキュラム

教育課程 開設科目	単位数		授業 形態	受講学年			教育課程 開設科目	単位数		授業 形態	受講学年		
	必修	選択		1年	2年	3年		必修	選択		1年	2年	3年
幼児と健康	2		講義	○			教育・保育実習指導Ⅰ	2		演習	○		
幼児と人間関係	2		講義	○			教育実習	4		実習		○	
幼児と環境	2		講義	○			教職実践演習(幼) 保育実践演習(保)	2		演習			○
幼児と言葉	2		講義	○			子ども家庭福祉	2		講義	○		
幼児と表現Ⅰ(音楽)	2		講義	○			保育原理	2		講義	○		
幼児と表現Ⅱ(絵画・造形)	2		講義	○			子どもの保健	2		講義		○	
保育内容指導法総論	2		演習		○		子どもの健康と安全	1		演習		○	
健康領域指導法	1		演習		○		保育内容の理解と方法Ⅱ ※児童文化・保育技術研究・卒業研究を含む	2		演習			○
人間関係領域指導法	1		演習		○		保育内容の理解と方法Ⅱ ※児童文化・保育技術研究・卒業研究を含む		2	演習			
環境領域指導法	1		演習		○		保育内容の理解と方法Ⅲ (音楽)※発表会・歌検を含む		4	演習	○	○	
言葉領域指導法	1		演習		○		社会福祉	2		講義		○	
表現領域指導法Ⅰ(音楽)	2		演習		○		社会的養護Ⅰ	2		講義		○	
表現領域指導法Ⅱ(絵画・造形) ※略画、折紙を含む	2		演習		○		子どもの食と栄養	2		演習			○
教育原理	2		講義	○			子ども家庭支援論	2		講義		○	
幼児教育史	2		講義	○			社会的養護Ⅱ	1		演習			○
教職概論(幼) 保育者論(保)	2		講義		○		乳児保育Ⅰ	2		講義		○	
教育社会学(幼) 教育と福祉(保)	2		講義			○	乳児保育Ⅱ	1		演習			○
教育心理学	2		講義	○			保育実習Ⅰ	4		実習		○	○
発達心理学Ⅰ(幼) 保育の心理学(保)	2		講義	○			保育実習Ⅱ 保育実習Ⅲ ※Ⅱ・Ⅲのいずれか1教科2単位を履修	2	実習				○
発達心理学Ⅲ(幼) 子どもの理解と援助(保)	1		演習		○			2	実習				○
子ども家庭支援の心理学	2		講義	○			保育実習指導Ⅱ 保育実習指導Ⅲ ※Ⅱ・Ⅲのいずれか1教科1単位を履修	1	演習			○	
特別支援教育概論(幼) 障害児保育(保)	2		演習		○			1	演習			○	
教育課程総論(幼) 保育の計画と評価(保)	2		講義	○			日本国憲法	2		講義	○		
教育方法・技術論(幼) 保育内容の理解と方法Ⅰ(保) ※保育技術論及び保育研究を含む	2		演習	○			情報機器の演習	2		演習			○
保育内容の理解と方法Ⅰ ※保育技術論及び保育研究を含む		2	演習				英語コミュニケーション	2		演習			○
子育て支援	1		演習			○	体育	1		講義	○		
幼児理解の理論・方法と教育相談	2		演習		○			1		演習		○	
							設置科目単位数	87	14	計	101		
※各科目の講義内容は別途、シラバスを熟読すること。							卒業所要単位数	87	7	計	94		

☆各科目の講義内容は別途、シラバスを熟読すること。

—— 諸願・諸届及び手続きについて ——

学校が掲示をして、定めた期間内に手続きするものと、学生自身が必要上その都度手続きするものがある。必要な手続きをとらなかった為に、学生自身にとって不都合が発生したり、学生生活に支障をきたしたりすることがあるので、本冊子や学生掲示板をよく見て、必要な手続きは遅滞なく行うようにすること。

- ・事務窓口の受付業務は午前9時から午後8時30分までである。
- ・証明書等の発行申込み受付は、毎日行なうものと指定期日のあるものがあるので注意すること。申請当日には発行しないので、余裕を持って申請する。

1 諸願・諸届事項（別表参照）

届について

- (1) 欠席・遅刻・早退をしたときには、その都度速やかに届を提出する。
- (2) 理由があり、欠席等が事前にわかっている場合には、前もって担任に申し出て提出し許可を得る。
- (3) 再試験はやむを得ず試験を欠席した者が再試験願を提出し、事情が認められた者だけが指定された日時に再試験を受けることができる。
- (4) 追試験は試験で不合点であったものが、追試験願と共に受験票、試験料を添えて職員へ申請し、受験票に確認の印を受け指定された日時に受験する。
- (5) 書式は記入例の通りとし、A4版で捺印する。
- (6) 届は遅れないように必ず提出する。

2 諸証明書交付

- ・在学証明書・学業成績証明書・卒業（見込）証明書・単位取得（見込）証明書・推薦書（就職用）、その他証明書の発行交付を受けようとするときは、所定の様式により、事務窓口へ願い出ること（発行手数料1通につき100円徴収）。
- ・通学定期券（JR・私鉄）購入のための通学証明書は、入学時の説明に基づき、現在居住地の最寄り駅から学校までの区間について交付する。
- ・学割証は、学生が帰省、学習活動等の為に旅客鉄道株式会社（JR 各社）の区間片道100kmをこえて旅行する場合に、交付を受けることが出来る。交付数は原則として1人1年間4枚（地方出身者は8枚）とし、有効期限は発効日より3ヶ月とする。

3 住所などの異動

戸籍（本籍・改姓名）あるいは住所・勤務先等に異動を生じた場合には、所定の変更届により、すみやかに教務まで届出なければならない。

欠 席 届

- ①欠席したときには、提出するように指導する。
- ②やむを得ない理由に欠席する場合は提出する。（出席停止にならない病気、法事、介護・看病等）※あくまでも欠席として取り扱う。

令和 年 月 日

欠 席 届

道灌山学園保育福祉専門学校長 殿

幼稚園教員・保育士養成科第 部

第 学年 学籍番号 番

氏 名 印

下記の理由にて、欠席をしま（す・した）。

記

期間：（ ）令和 年 月 日

期間：（ ）令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

() 内に○印をつける

理由：

--

※資料があれば添付すること

遅刻届・早退届

- ①通学経路以外の遅延は認めない。
- ②遅延証明書を貼付する。（展示版は提示する）
- ③提出しない場合は欠席扱いとする。
- ④バスの遅延は認めない。
- ⑤各授業担当者に提出する。

遅刻届 ・ 早退届

令和 年 月 日 ()	
遅刻 時 分	早退 時 分
部 年 番	
氏名：	
理由 遅延（ 線）	職員確認時間 ： 教職員 印

遅刻届：登校時に記入 1階事務室で提出
早退届：早退時に記入 1階事務室で提出

※ 通学経路及び勤務地から学校まで以外の遅延は認めない

※ 裏面に遅延証明書を貼付する

忌引届

- ①葬儀に関する事由が発生した場合、速やかに学校に連絡をする。
- ②本人との続柄を明確にする。
- ③会葬礼状・葬儀日程など葬儀に関する書類を添付させ提出する。
- ④葬儀会場への移動時間を含んでの忌引き日数である。
- ⑤法事は忌引きとならない。

忌 引 届 ①			
道灌山学園保育福祉専門学校長 殿			
幼稚園教員・保育士養成科第 部			
第 学年	学籍番号	番	
氏 名	印		
下記の理由にて忌引きとなりましたので、お届けします。			
記			
忌引期日 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日			
理 由（記入例：祖父〇〇〇〇の死去により）			
※1 葬儀に関する事由が発生した場合、すみやかに学校に連絡すること			
※2 会葬礼状・葬儀日程など葬儀に関する書類を添付して提出すること			

忌引きの範囲：亡くなった日を1日目として起算する	
配偶者	10日
父母、子ども	7日
継父母	3日
祖父母、父母の配偶者または配偶者の父母	3日（7日）
兄弟姉妹	3日
子の配偶者また配偶者の子	3日（7日）
おいまたはめい	1日
祖父母の配偶者または配偶者の祖父母	1日（3日）
兄弟姉妹の配偶者または配偶者の兄弟姉妹	
孫	2日
おじまたはおば	1日（7日）
おじまたはおばの配偶者	1日

※（ ）内は学生本人が生計を一緒にしていた場合、または代襲相続
しかつ祭具などの継続を受ける場合
※移動時間を含めての日数

（会葬礼状）

而 本日何かと混雑に取れず忌引きの役差しからず 御容赦下さいます様御願ひ申し上げます	東京都江戸川区西葛西六十二十六 喪主 ○ ○ ○ 外親戚一同	亡父 ○ ○ 儀 葬儀に際しましては 御多忙中にも拘らず遠路わざわざ御会葬 下され且つ御重なる御厚志を賜り有り難く 厚く御礼申し上げます 尚 故人が生前に賜りました格別の御懇情に 対しましては茲に併せて厚く御礼申し上げます 早速拝趨の上御挨拶申し上げますが 本意ではありますが略儀ながら書中を以て 御礼申し上げます 平成二十五年〇月〇日（通夜） 〇月〇日（告別式）
---	--------------------------------------	--

（各講義つき1枚作成して担当者に提出）

忌 引 届 ②（授業担当者用）			
令和 年 月 日	校時	限目	
授業名			
講義担当教員		先生	
部	年	科	番
氏名：			
理由			
※忌引した授業ごとに1枚ずつ作成して、担任 等の押印を受けた後、授業担当者に提出する。			
担任・ 副担任			

出席停止届

- ①医師に感染症の診断を受けた場合は、速やかに学校に連絡をすること。
- ②病状回復後、医師の許可を得て登校する際には、罹患証明書等を添付して提出すること。
- ③罹患証明を確認後、出席停止届（授業担当者用）に担任・副担の押印をもらい、各授業担当者に提出する。
- ④罹患に関する書類は学校に備え付けがある。
- ⑤罹患証明が提出されない場合は、通常の欠席とする。
- ⑥復帰後、速やかに提出する。

令和 年 月 日
出席停止届 ①
道灌山学園保育福祉専門学校長 殿
幼稚園教員・保育士養成科第 部
第 学年 学籍番号 番
氏 名 印
下記の診断を受けたので、療養をしていました。
記
診断名：
出席停止期間：令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
※1 医師に感染症の診断を受けた場合は、速やかに学校に連絡をすること
※2 病状回復後、医師の許可を得て登校する際には、罹患証明書等を添付して提出すること

(各講義つき1枚作成して担当者に提出)

出席停止届②（授業担当者用）	
令和 年 月 日 校時 限目	
授業名	
講義担当教員	先生
部 年 科 番	
氏名：	
理由	
※出席停止期間の授業ごとに1枚ずつ作成して、担任等の押印を受けた後、授業担当者に提出する。	担任・副担印

主治医殿	
「学校において予防すべき感染症」に罹患しました本学学生について、下記にその状態をご記入いただけますようお願いいたします。	
学校法人道灌山学園 道灌山学園保育福祉専門学校 Tel. 03—3828—8478	
「学校において予防すべき感染症」罹患状態	
1 氏名：	生年月日（西暦） 年 月 日
疾患名	
☐ インフルエンザ （ ☐ A型、 ☐ B型、 ☐ 不明）	発症後5日間経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで。
☐ 麻疹	発疹に伴う発熱が解熱した後3日間を経過するまで。
☐ 風疹	発疹が消失するまで。
☐ 水痘	すべての発疹が痂皮化するまで。
☐ 流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。
☐ 百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。
☐ 咽頭結膜炎	要症状が消退した後2日間を経過するまで。
☐ 結核	症状により感染の恐れが無いと認めるまで。
☐ 髄膜炎菌性髄膜炎	
☐ その他 ()	「学校にむいて予防すべき感染症第一種」 ＝ 治癒するまで 「学校において予防すべき感染症第三種」 ＝ 医師において感染の恐れが無いと認めるまで
3 期間	
上記の学生に対し、記載の感染症を罹患した為、下記の期間の出席をしないように指示した。	
令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日	
令和 年 月 日	
医療機関名	
住所	
電話	
医師名	

公 欠 届

①学校長が「やむを得ない」と認めた場合、公欠扱いとして、下記の書類を提出する。（高等学校等での学校紹介等）

②公欠届を提出後、公欠届（授業担当者用）に担任・副担の押印をもらい、各授業担当者に提出する。

令和 年 月 日
公 欠 届
道灌山学園保育福祉専門学校長 殿
幼稚園教員・保育士養成科第 部
第 学年 学籍番号 番
氏 名 印
下記の理由にて、授業に出席できませんので、公欠扱いをお願いいたします。
記
期間：（ ）令和 年 月 日
期間：（ ）令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
（ ）内に○印をつける
理由：
※資料があれば添付すること

（各講義つき1枚作成して担当者に提出）

公 欠 届 ②（授業担当者用）	
令和 年 月 日 校時 限目	
授業名	
講義担当教員 先生	
部 年 科 番	
氏名：	
理由	
※公欠する授業ごとに1枚ずつ作成して、担任等の押印を受けた後、授業担当者に提出する。	担任・副担印

実習公欠届

- ①実習期間の変更、実習追加に関する関する場合に使用する。
- ②事前に実習担当者・担任の印をもらい、各授業担当者に公欠届（授業担当者用）を提出する。（追加の場合は事後）
- ③病気等で実習が追加された場合は、終了後、速やかに提出する。

令和 年 月 日						
実習期間変更・追加に伴う公欠届						
道灌山学園保育福祉専門学校長 殿	幼稚園教員・保育士養成科第 部 第 学年 学籍番号 番 氏 名 印					
保育・教育実習の期間を以下のように変更しましたので、届出を提出します。						
記						
変更・追加期間 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日						
実習園名						
実習園所在地						
理由	<table><tr><td>該当項目に○をつける</td></tr><tr><td>() ①実習園との関係で実習期間の変更</td></tr><tr><td>() ②病気・体調不良で実習期間の変更・追加</td></tr><tr><td>() ③その他（※下記に理由を記入）</td></tr><tr><td></td></tr></table>	該当項目に○をつける	() ①実習園との関係で実習期間の変更	() ②病気・体調不良で実習期間の変更・追加	() ③その他（※下記に理由を記入）	
該当項目に○をつける						
() ①実習園との関係で実習期間の変更						
() ②病気・体調不良で実習期間の変更・追加						
() ③その他（※下記に理由を記入）						
※実習の前に必ず提出すること						
※授業担当者用の公欠届と一緒に提出すること						
<table><tr><td>実習担当印</td><td>担任・副担任印</td></tr><tr><td></td><td></td></tr></table>		実習担当印	担任・副担任印			
実習担当印	担任・副担任印					

（各講義つき1枚作成して担当者に提出）

公 欠 届 ②（授業担当者用）	
令和 年 月 日	校時 限目
授業名	
講義担当教員	先生
部 年	科 番
氏名：	
理由	
※公欠する授業ごとに1枚ずつ作成して、担任等の押印を受けた後、授業担当者に提出する。	
担任・副担任印	

実習に関する公欠届

- ①原則、半日単位で申請する。
- ②1回の実習に伴う公欠回数は最大3回とする。（オリエンテーション・日誌提出・受け取り）
- ③ 空き時間の活用及び日誌の受け取り・提出は早朝・夕刻にする。
- ④同じ曜日に重ならないように注意する。
- ⑤公欠届（授業担当者用）は、各種公欠届と同様に提出する。

令和 年 月 日	
実習に関する公欠届	
道灌山学園保育福祉専門学校長 殿	
幼稚園教員・保育士養成科第 部	
第 学年 学籍番号	番
氏 名	印
実習園（施設）訪問のため、下記の理由により欠席しますのでお届けいたします。	
記	
期 日	令和 年 月 日
時 間	（ 1 ・ 2 ・ 3 ・ 4 ・ 5 ・ 6 ） 限目
実習園名	
実習園所在地	
訪問目的（オリエンテーション・日誌提出・日誌受け取り）	
訪問時間（	： ～ ：
学校出発もしくは帰校予定時間	（出発・帰校 ： ）
※原則、半日単位で申請する（なお、できる限り空き時間を活用する）	
※同一曜日に偏らないようにする	
※1回の実習に伴う公欠回数は最大3回とする	
※必ず、事前に提出すること	

（各講義つき1枚作成して担当者に提出）

公 欠 届 ②（授業担当者用）			
令和	年	月	日
校時 限目			
授業名			
講義担当教員			先生
部	年	科	番
氏名：			
理由			
※公欠する授業ごとに1枚ずつ作成して、担任等の押印を受けた後、授業担当者に提出する。			
担任・副担印			

退 学 願

- ①退学する月末までの授業料・入学金・施設費・諸費用の納入。
- ②退学日の一ヶ月までに提出する。
- ③奨学金担当との調整をする。
- ④退学願の提出と併せて学生証を返却する。
- ⑤見本に従って記入する。

令和 年 月 日	
退 学 願	
道灌山学園保育福祉専門学校長 殿	
幼稚園教員・保育士養成科第 部	
第 学年 学籍番号	番
氏 名	印
保証人氏名	印
下記の理由にて退学をしたく、保証人連署の上、許可をお願いします。	
記	
退学期日	令和 年 月 日
理 由	

書類作成日を記入	令和〇〇年〇〇月〇〇日
退 学 願	
道灌山学園保育福祉専門学校長 殿	
幼稚園教員・保育士養成科第〇部	
第〇学年 学籍番号〇〇A〇〇番	
氏 名 道灌山 向日葵	印
保証人氏名 道灌山 花華	印
下記の理由にて退学をしたく、保証人連署の上、許可をお願いします。	
記	個々に違う印鑑で押印
退学期日	令和〇〇年〇〇月〇〇日
理 由	退学を希望する日を記入
(理由) 進路変更・学習意欲の低下・体調不良・病気療養 経済的理由・その他等を記入 (その他は詳しく) ※ 一身上の理由は不可	

休学願

- ①休学する前月までの授業料の納入する。
- ②休学開始日の一カ月前までに提出する。
- ③休学願と併せて授業料免除願を提出する。
- ④本校における在学年数制限を確認する。
- ⑤見本に従って記入する。
- ⑥奨学金担当との調整をする。

令和 年 月 日	
休学願	
道灌山学園保育福祉専門学校長 殿	
幼稚園教員・保育士養成科第 部	
第 学年 学籍番号 番	
氏 名	印
保証人氏名	印
下記の理由にて休学をしたく、保証人連署の上、許可をお願いします。	
記	
休学期日 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日	
理 由	

令和 年 月 日	
休学願	
道灌山学園保育福祉専門学校長 殿	
幼稚園教員・保育士養成科第 部	
第 学年 学籍番号 番	
氏 名 道灌山 向日葵	印
保証人氏名 道灌山 花華	印
下記の理由にて休学をしたく、保証人連署の上、許可をお願いします。	
記 個々に違う印鑑を押印	
休学期日 令和〇〇年〇〇月〇〇日～令和〇〇年〇〇月〇〇日	
理 由 休学を希望する期間を記入	

(理由) 学習意欲の低下・体調不良・病気療養 経済的理由・その他等を記入（その他は詳しく） ※ 一身上の理由は不可	

令和 年 月 日	
授業料免除願	
道灌山学園保育福祉専門学校長 殿	
幼稚園教員・保育士養成科第 部	
第 学年 学籍番号 番	
氏 名	印
保証人氏名	印
この度、休学届の提出に伴い、休学期間の授業料を免除していただきたく、保証人連署の上、願を提出いたします	
記	
休学期日 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日	

令和 年 月 日	
授業料免除願	
道灌山学園保育福祉専門学校長 殿	
幼稚園教員・保育士養成科第 部	
第 学年 学籍番号 番	
氏 名 道灌山 向日葵	印
保証人氏名 道灌山 花華	印
この度、休学届の提出に伴い、休学期間の授業料を免除していただきたく、保証人連署の上、願を提出いたします	
記 個々に違う印鑑を押印	
休学期日 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日	
休学を希望する期間を記入	

復 学 願

- ①復学日の一ヶ月前までに提出する。
- ②授業料の引き落とし等を確認する。
- ③奨学金を借りる場合は、奨学金担当に復学を連絡する。
- ④再履修科目についての説明会を受講する。

令和 年 月 日	
復 学 願	
道灌山学園保育福祉専門学校長 殿	
幼稚園教員・保育士養成科第	部
第 学年 学籍番号	番
氏 名	印
保証人氏名	印

下記の期間、休学をしておりましたが、この度休学理由が解消したため、保証人連署の上、許可を願います。

記

休学期日 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

復学期日 令和 年 月 日 ～

令和 年 月 日	
復 学 願	
道灌山学園保育福祉専門学校長 殿	
幼稚園教員・保育士養成科第	部
第 学年 学籍番号	番
氏 名	道灌山 向日葵 印
保証人氏名	道灌山 花華 印

下記の期間、休学をしておりましたが、この度休学理由が解消したため、保証人連署の上、許可を願います。

記

個々に違う印鑑を押印

休学期日 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

復学期日 令和 年 月 日 ～

復学希望日を記入

休学期間を記入

学納金延納願

①一括納入の場合、この用紙を利用する。

	令和	年	月	日
学納金延納願				
道灌山学園保育福祉専門学校長 殿				
幼稚園教員・保育士養成科第	部			
第 学年 学籍番号	番			
氏 名	印			
保証人氏名	印			
この度、下記のより授業料の延納を保証人連署の上、願を提出いたします。				
記				
学納金金額	円			
延納理由				
納入予定期日 令和 年 月 日				

令和 年 月 日	
学納金延納願	
道灌山学園保育福祉専門学校長 殿	
幼稚園教員・保育士養成科第	部
第 学年 学籍番号	番
氏 名	印
保証人氏名	印
この度、下記の理由により授業料の延納を保証人連署の上、願を出いたします。	
記	
学納金金額	円
延納理由 (例)家計費における急な出費が重なったため (例)収入の減少のため	
納入予定期日 令和 年 月 日	

学納金延納願

①分割納入の場合、この用紙を利用する。

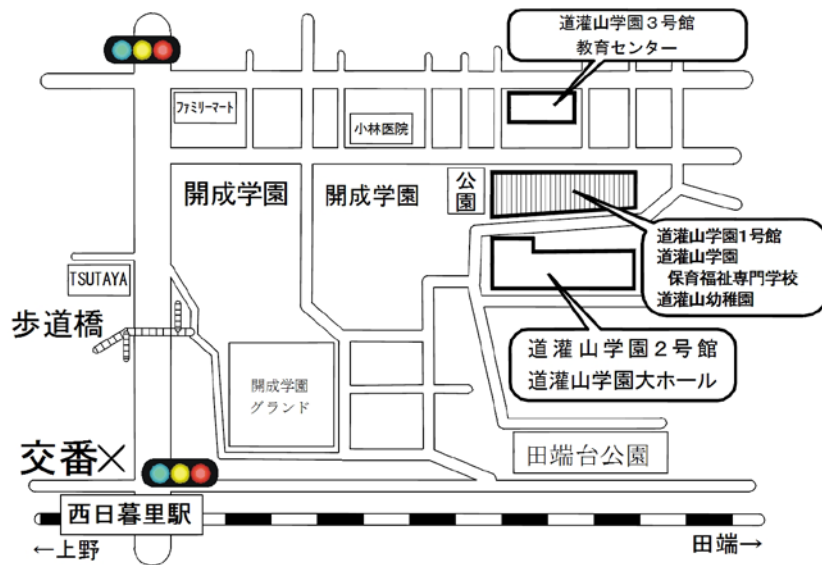
令和 年 月 日			
学納金延納願			
【学生本人】※本人自筆記入			
令和 年度入学	幼稚園教員・保育士養成科	部 年	番
学生氏名；			⑧
学生住所；			
学生連絡先電話番号；			
【保護者もしくは保証人】※本人自筆記入			
氏名；	⑧	学生との続柄	
住所；			
学生と同居の場合は「同居」			
連絡先電話番号；			
以下の理由により、学納金を延納させてくださるようお願いいたします。			
【延納理由・延納期日】			
延納期日；令和 年 月 日までに入金いたします。			
【未納学納金】			
	円		円
	円		円
	円		円
	円		円
		未納額合計	0 円
振込先；みずほ銀行 根津支店 普通 1175734 口座名；学校法人 道灌山学園			

令和 年 月 日			
分割納付計画書			
部	年	学籍番号	学生氏名
			印
保護者もしくは保証人氏名			印
本件に関する連絡先：（本人・保護者・保証人）			
未納学納金			
	円		円
	円		円
	円		円
	円		円
		未納額合計	0 円
上記の未納学納金について、次の計画にてお支払（振込）することをお届けいたします。			
振込予定年月日	振込予定額	振込予定者氏名（続柄）	
令和 年 月 日	円	（ ）	
令和 年 月 日	円	（ ）	
令和 年 月 日	円	（ ）	
令和 年 月 日	円	（ ）	
令和 年 月 日	円	（ ）	
令和 年 月 日	円	（ ）	
令和 年 月 日	円	（ ）	
令和 年 月 日	円	（ ）	
令和 年 月 日	円	（ ）	
計	円	本人名で振り込む場合は（本人）と記載！	
振込先；みずほ銀行 根津支店 普通 1175734			
口座名；学校法人 道灌山学園			
※別途「学納金延納額」と併せて提出すること。			
※本表向け 学校へ提出後審議を行い 承認後に写しをお返しいたします			

その一言

その一言で 励まされ
 その一言で 夢を持ち
 その一言で 腹が立ち
 その一言で がっかりし
 その一言で 泣かされる
 ほんのわずかな一言が
 不思議に大きな力持つ
 ほんのちよっとの一言で

作詞 高橋 系吾



学校法人 道灌山学園

道灌山学園保育福祉専門学校

〒116-0013

東京都荒川区西日暮里4-7-15

TEL 03-3828-8478

FAX 03-3827-9292